

(素案)

平野区 地域保健福祉計画

〈第3期〉



令和5年4月

平野区役所

目次

はじめに 1

第1章 計画の策定にあたって

1	地域福祉とは	2
2	計画策定の背景と位置づけ	3
3	計画の期間および考え方	4
4	平野区の現状	5

第2章 課題解決に向けた取組の方向性

平野区地域福祉計画（第3期）の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

基本目標 1 (つながり)

困った時に支え助けあえる住民同士のつながりづくり・・・・・・・・・・・・ 14

基本目標 2 (見守り)

こどもから高齢者まで地域全体で見守り支えあう仕組みの充実・・・・・・・・ 15

基本目標 3 (人材・社会資源)

様々な取組の中でたくさんの人や関係団体が
連携・協力できる地域活動のネットワークづくり・・・ 16

第3章 平野区の特性を踏まえた地域福祉

平野区における具体的な取組 17

1	高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる平野区をめざして	19
2	障がいのある人もない人もみんなで支えあえる平野区をめざして	22
3	こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして	25
4	安全で安心な平野区をめざして	29

おわりに

平野区地域福祉計画（第3期）策定の経過 31

卷末

用語解説	・ ・ ・ ・ ・	34
相談先リスト	・ ・ ・ ・ ・	41

はじめに

「平野区地域福祉計画（第２期）」の振り返りにおいて、平野区にはまだ多くの福祉課題が山積しており、この間の取組で進んだ部分と、今後も継続して取組を進める必要がある部分が明確になりました。私たちは、今支援を必要とする人たちへの支援をしつつ、今後支援を必要とするであろう人たちへの支援を視野に入れ、持続可能な支援ができる地域をつくっていく必要と考えており、地域社会を担う次世代の育成が喫緊の課題です。地域役員のなり手が確保できない、という声もたくさん届いています。この数年の新型コロナウイルスの感染拡大は、ある意味「災害」ともいうべき事態でした。活動を自粛し、そのまま再開できていない地域の話も聞いています。一方で、それでも高齢者の居場所を確保し、楽しみをつくり出そうという動きもあります。そのような地域の方の熱意に対して、「地域福祉」に取り組む平野区の決意をこの計画に込めました。

社会的なつながりが希薄な世帯が増え、孤立から様々な支援につながりにくい人がいます。日頃より社会から孤立しない・させないことや気軽に相談できる身近な窓口がある、必要な支援につなげていけることをめざします。

また、この数年の感染症との闘いの中から、私たちは、高齢者、乳幼児、基礎疾患のある人等、地域に多くの配慮を要する人がいるということ、福祉のベースには健康や公衆衛生という要素が大きいということを学びました。健康寿命を延ばし、地域社会を持続可能なものとするために、健診、予防接種、フレイル※予防等の保健分野と福祉分野が一体となって施策を推進する必要があります。命を守る防災の分野でも保健と福祉の視点が欠かせません。そのような背景から、今回の計画は「地域保健福祉計画」とさせていただいております。地域での暮らし・生活の全体を支えていくものとして心構えを持ちたいと考えています。

この計画は、行政だけでめざすものでも達成できるものでもなく、平野区に関わる全てのみなさんや団体・組織等の連携・協力によって取り組んでいくために策定しました。平野区将来ビジョンでめざす「笑顔輝くまち ひらの」をめざして、みなさんと力と心を合わせ、お互いに支えあいながら進めてまいりますのでよろしくお願いします。

大阪市平野区長 武市 佳代

第1章 計画の策定にあたって

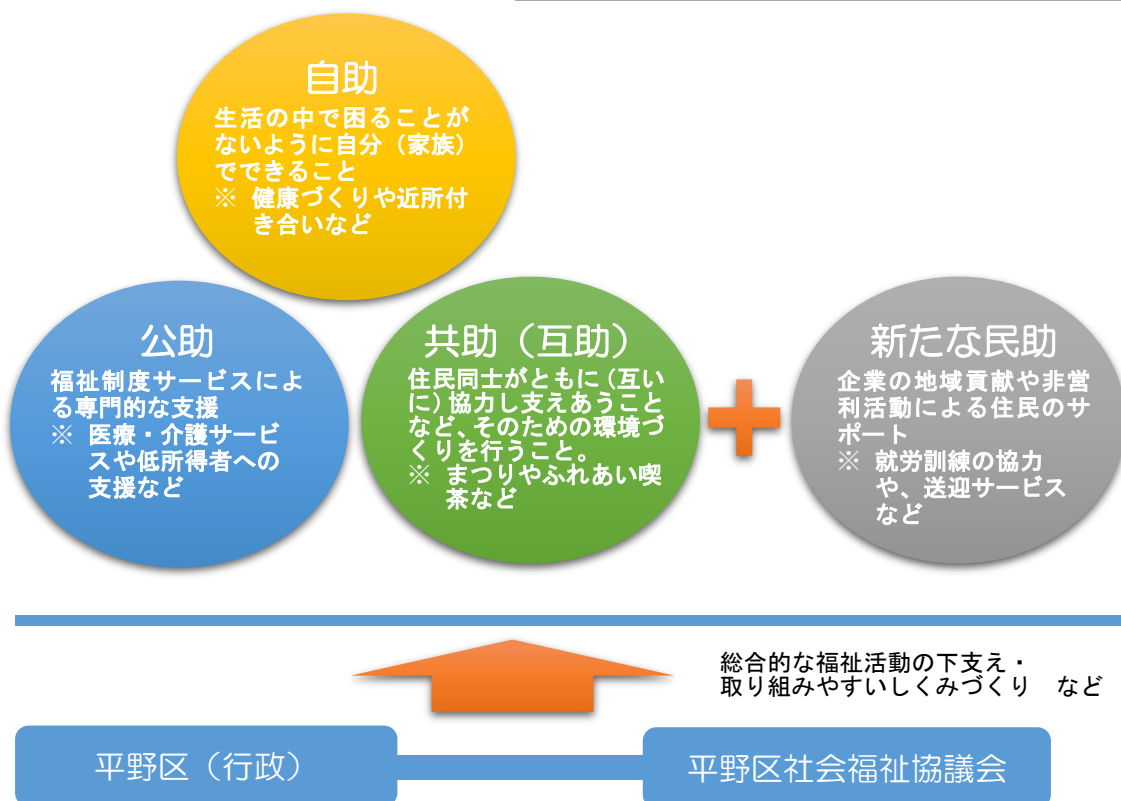
1 地域福祉とは

地域福祉とは、社会福祉の一つで、自分たちのまちにおける普段の暮らしを考え、より暮らしやすく、困りごとを一人で抱えることのないまちにしていくことをめざしています。

地域福祉の推進には、住民のみなさんだけではなく、事業者や地域福祉の活動者、福祉サービスの利用者等、地域社会の構成者が相互に協力しながら、「自助（自分（家族）でできること）」、「共助・互助（誰かとともに互いに力を合わせること）」、「公助（公的なサービスや専門的な支援）」をバランスよく取り入れ、一体となって進めることが重要です。

近年、企業による地域貢献やボランティア活動、NPO法人等による地域福祉の力「民助」（平野区独自の表現）もこれまで以上に生まれており、新たな活動を展開しながら住民とうまくつながり、さらに暮らしやすいまちとなるよう、平野区役所と（社福）平野区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が連携しながら下支えをする必要があります。

【平野区の地域福祉を推進するイメージ】



2 計画策定の背景と位置づけ

平成 12 年に社会福祉事業法が改正され施行された社会福祉法※第 107 条により、市町村における「地域福祉計画」の策定が定められました。大阪市では、地域の状況にあった地域福祉を進めるための理念と仕組みづくりの方向性を示した「大阪市地域福祉計画」を平成 16 年 3 月に策定し、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉関係者等、多様な主体と協働して地域福祉の向上をめざしてきました。その後、平成 24 年 12 月には、各区の特色ある地域福祉の取組を推進するため、「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、各区の実情や地域特性に応じて主体的に創意ある地域福祉の取組を進めることの重要性が示され、各区において「地域福祉計画」を策定していくことになり、平成 25 年 9 月に「平野区地域福祉計画（第 1 期）」を策定しました。第 1 期計画では、各地域での主体的な福祉活動を支援できるよう、平野区における福祉支援体制の構築をめざし、その中心的な役割を担う地域福祉活動コーディネーターを概ね小学校区である区内 22 地域へ配置し、様々な取組を進めてきました。

第 1 期計画の取組については概ね目標を達成しましたが、平野区における様々な福祉課題は完全に解決したわけではないことに加えて、平成 26 年 1 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」という。）施行、平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」施行及び「介護保険法」改正、平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法※」という。）施行等、この間に多くの福祉に関する法律の施行や改正が行われました。平野区では、住民のみなさんの理解や協力がより一層広がるよう、第 1 期計画の理念と考え方を継承した各地域における福祉活動の充実をめざし、平成 29 年 7 月に「平野区地域福祉計画（第 2 期）」を策定し取組を継続してきました。

さらに、平成 30 年 4 月には、社会福祉法の改正により市町村地域福祉計画の策定が任意から努力義務に変更されるとともに、「高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として位置付けられました。大阪市では同月に「大阪市地域福祉基本計画」が策定され、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組を各区地域福祉計画と一体的に形成するものとして示されました。現在は「大阪市地域福祉基本計画（第 2 期）」が令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間として策定されています。

「平野区地域福祉計画（第2期）」の計画期間満了に伴い、計画に基づく様々な取組に関する検証や評価を実施した結果、多くの成果が得られているものの、引き続き平野区には多くの福祉的課題が存在していることが明らかとなりました。

地域福祉の推進は、平成27年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs※）」がめざす、誰一人取り残さない社会の実現へ不可欠な取組です。さらには、増加する台風等の自然災害や、今後発生するとされている南海トラフ地震への対策において、「大阪市避難行動要支援者計画」と連携した福祉的観点からの災害時への支援も重要性を増しています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛等に伴うフレイル※の進行といった健康二次被害への対応も大きな課題であり、新たな生活様式等も踏まえ、生活課題や地域課題、健康問題の関連性に着目し、地域福祉の視点と地域保健の視点を一体的に考えていく必要があります。

こうした背景と経過を踏まえ、「ニア・イズ・ベター※（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと、平野区の実情と地域特性に応じた取組を更に推進していくため、「平野区地域福祉計画（第3期）」を策定します。

3 計画の期間および考え方

平野区地域福祉計画（第3期）の計画期間については、平野区を取り巻く様々な福祉課題に対して、中長期的視点で安定的かつ継続的に取り組む必要があることから、区長会議の福祉・健康部会で出された指針に基づき、令和5年度から令和10年度の6年間とし、中間年において必要な見直しや状況に応じて改定を行います。

第3期計画の周知については、概要版を作成し、広報紙や掲示板、区HP、SNS※等あらゆる広報媒体を活用するとともに、区内で活動する多くの機関、団体等と連携しながら、様々な機会を捉えて取り組んでいきます。

また、地域福祉の推進には社会の情勢やニーズへの速やかな対応が不可欠であるため、個別の基本目標や具体的取組ごとに第3期計画の進捗を測りながら課題解決の方向性を整理し、策定委員会等の機会を設けて評価をする等、PDCAサイクル※による取組成果の管理を行います。そして、平成27年度に当時の身近な地域の単位である概ね小学校区22地域で作成された「地域別福祉活動目標」（冊子名「福祉のまちづくりをめざして」）を、現状の課題や取り組んでいる方向性を分析しながら、第3期計画の考え方と一体的にみなさんとともに進めていきます。



4 平野区の現状

項 目			出 典	
人口総数	188,274 人	1 位	推計人口	令和4年9月1日現在
世帯数	93,443 世帯	3 位	推計人口	令和4年9月1日現在
外国籍住民人口	8,078 人	5 位	住民基本台帳・ 外国人人口	令和4年3月末現在
1世帯当たりの人員	2.03 人	5 位	国勢調査	令和2年
単独世帯率	44.4 %	22 位	国勢調査	令和2年
高齢単身者世帯率	17.6 %	5 位	国勢調査	令和2年
高齢者人口（65歳以上）の数	53,440 人	1 位	国勢調査	令和2年
高齢者人口率（65歳以上）	(28.7 %)	7 位		
年少人口（15歳未満）の数	21,032 人	1 位	国勢調査	令和2年
年少人口率（15歳未満）	(7.0 %)	9 位		
死亡数	2,441 人	2 位	人口統計表	令和2年10月1日現在
出生数	1,214 人	4 位	人口統計表	令和2年10月1日現在
（合計特殊出生率）	(1.50)	4 位	国勢調査	平成27年
高齢者総合相談における 成年後見人制度関連の相談数	465 件	11 位	平野区	令和4年3月末現在
要支援・要介護認定者数総数	15,648 人	1 位	大阪市	令和4年3月末現在
（認定者率）	(8.2 %)	6 位		
在宅認知症高齢者（65歳以上）	3,973 人	1 位	大阪市	令和4年4月1日現在
身体障がい者手帳所持者数	10,541 人	2 位	大阪市	令和4年3月末現在
（所持者率）	(5.5 %)			
療育手帳所持者数	3,437 人	1 位	大阪市	令和4年3月末現在
（所持者率）	(1.8 %)			
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	4,246 人	1 位	大阪市	令和4年3月末現在
（所持者率）	(2.2 %)			
児童扶養手当受給件数	2,640 件	1 位	大阪市	令和4年3月末現在
（受給世帯率）	(2.8 %)			
生活困窮者自立相談支援窓口相談件数	1,524 件	2 位	大阪市	令和4年3月末現在
生活保護世帯数（保護停止中含む）	10,150 世帯	2 位	大阪市	令和4年3月末現在
（生活保護世帯率）	(109.4 ‰)	3 位		
保育所入所児童数（公立・私立）計	4,891 人	－	こども青少年局	令和4年4月現在
公営住宅数	24,260 戸	1 位	大阪市	令和4年7月現在

令和2年国勢調査によると、大阪市全体では平成27年の約269万人から約6万人増加し、約275万人となっていますが、平野区は195,152人から192,152人と約3,000人減少し、減少幅は大きい状況です。また、合計特殊出生率※は人口維持に必要とされている2.07を下回る1.5で推移しており、死亡数は出生数を上回っています。平野区の人口は平成17年の200,678人をピークに減少し続けています。

平野区における外国籍住民は、8,078人となっており、人口全体の約4.2%を占めています。国籍別の状況は、韓国・朝鮮籍の人が約半数で、近年は中国籍やベトナム籍の人が増えており、国籍の多様化が進んでいます。外国籍住民の中には、日本語でのコミュニケーションが不慣れな人もおられ、日常生活の中で様々な不自由を感じていることが想定されます。そのような世帯では家庭内において母国語で会話しているこどもが日本語を学ぶ場所として、学校園等でのサポートが必要になります。また、生活習慣や文化の違いに起因した近隣トラブル、外国人差別も一部では生じています。外国籍住民が平野区で暮らす仲間として自然に受け入れられる、国籍、宗教、文化の多様性が尊重されるまちづくりをめざした取組の強化が必要です。

また、平野区で暮らす人の中には、現状の数字で直接的に表れない、生活上の困りごとや課題を抱えている人も少なくありません。

学校に馴染めず不登校になったり、社会で何かしらのつまずきがあったり、様々な理由でひきこもりになってしまう人も多い状況です。ひきこもりが長引くと、その親が高齢となった時に経済的な課題や介護の問題（いわゆる「8050問題」）をはじめとした、複合的な課題を抱える可能性が高まります。

発達障がい等により、コミュニケーションの取りづらさによる日常生活の不自由を感じる人は、年齢を問わず多い状況で、学校生活や就労等の社会生活において支援が必要である場合が多く見られます。また、精神疾患や心のケアを必要とする人の中には、本人が支援の必要性に気付かなかつたり、支援を拒否する人も多く、精神障がい者への支援制度が活用されないことも多く見受けられます。

令和2年から拡大した新型コロナウイルス感染症により、健康面での問題が生じた人、仕事や収入を失った人等、多くの人がある影響を今も受けています。コロナ禍での生活の変化により、収入状況の悪化やそれに伴う住まいを失うリスクを抱えた人の増加、社会的に孤立する恐れのある人の増加、高齢者の認知機能低下や虚弱化等、その影響の範囲は非常に広く、今後も注視していく必要があります。

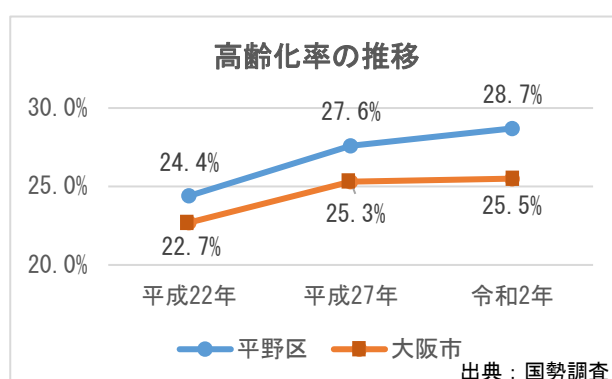
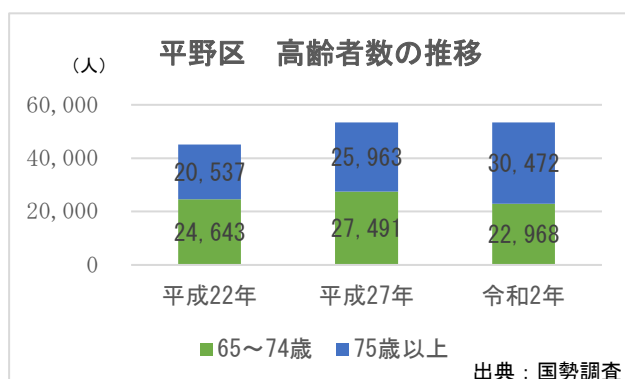
このように、みなさんが住んでいる地域には、周りに多様な生活課題を抱えた人が多数おられます。

全ての人がお互いに尊重し助けあいながら生活していく必要があることを、住民、多様な団体、支援関係機関等、平野区につながり関わりのある全ての人が当然のことと認識し、まち全体の自然なあり方として浸透していくよう取り組んでいく必要があります。

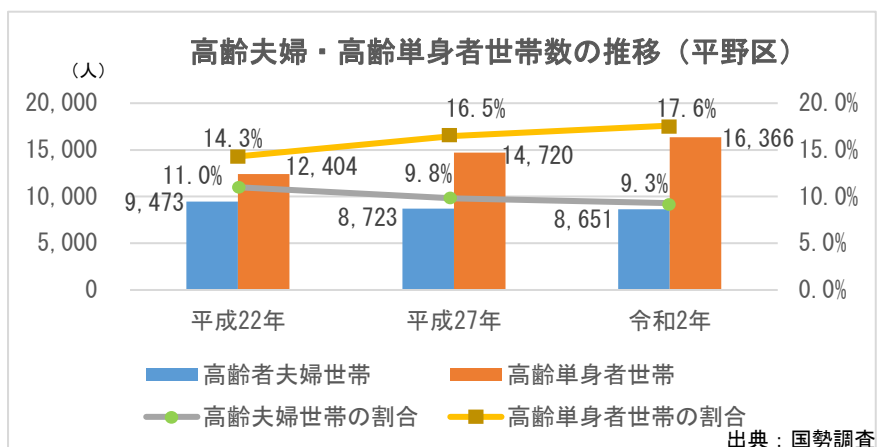
1 高齢者の状況について

令和2年の国勢調査で、65歳以上の高齢者は53,440人と平成27年の国勢調査（53,454人）とほぼ増減はありません。一方で平野区の人口はこの5年で約3,000人減少していることから、高齢化率※は27.6%から28.7%と上昇し、市内24区中7番目の高さとなっています。

市内で人口が最も多い平野区ですが、構成比を見ると前期高齢者（65歳以上74歳未満）よりも後期高齢者（75歳以上）の割合が上昇傾向にあり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年以降、介護や生活について様々な相談や支援ニーズが増加すると予想されます。



単身高齢者数も増加傾向にあり、近年住民同士の近所付き合いが希薄化している傾向もあることから、高齢者の地域社会での孤立化が顕著な状況です。地域活動に関わらなかったり、必要な支援・サービスにつながっていなければ、社会的につながりが希薄な状態となり、孤立死の発生等も懸念されます。また、高齢者夫婦のみの世帯も大阪市の割合より高く、いわゆる老老介護※の世帯も相当数存在すると考えられます。



平野区には市内の約 20%の公営住宅があり、公営住宅のみで構成される町会・自治会では、高齢化率が 50%を超えるところもあります。地域における活動の担い手の高齢化も進んでいる状況です。孤独死を身近に感じている高齢者も多くあり、高齢者の居場所づくりやいきがいくくりへの支援も必要です。

厚生労働省は、「地域包括ケアシステム※」の実現に向けて、住み慣れた地域で可能な限り自分らしい暮らしを最期まで続けることができる、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステム

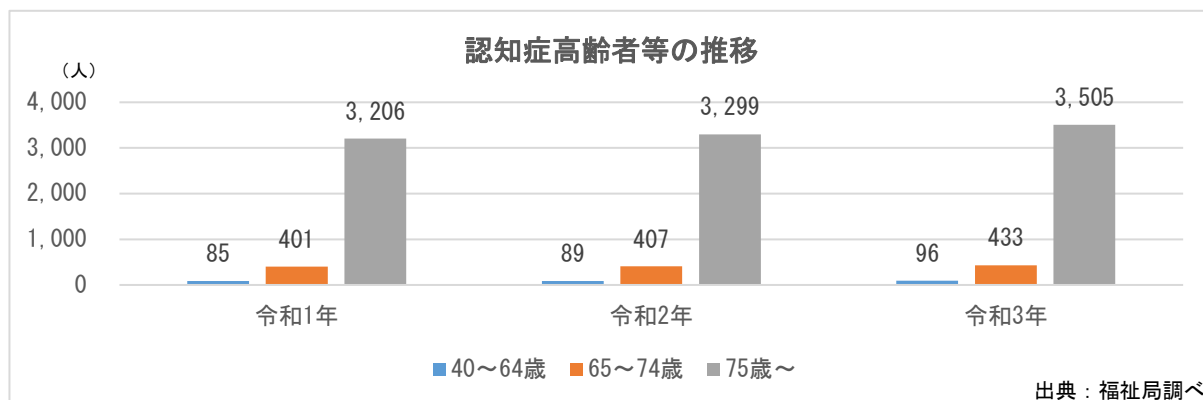
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



出典：厚生労働省 HP

認知症高齢者等（要介護・支援認定を受けている人の内数）の数は増加傾向にあり、その 86.8%は 75 歳以上となっています。認知症を予防する薬はまだ開発されていませんが、認知症の進行を遅らせるために、早期に医療につなぎ、初期集中支援を行うことも大切です。当事者の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためにも、当事者や家族だけでなく、住民のみなさんの理解促進に取り組んでいく必要があります。また、認知症に対する予防活動を身近な地域で取り組んでもらえるよう支援しつつ、専門相談機関の周知を行っていく必要があります。

平野区内でも高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売や特殊詐欺※等の犯罪被害が発生しており、令和 3 年には 39 件の被害が報告されています。高齢者を狙った犯罪被害に遭わないよう、契約や消費活動等における権利擁護の取組も大切です。



※ 在宅認知症高齢者等の数値は、要介護認定申請時の所在をもとに算出。

なお、「認知症高齢者等」とは、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人。この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていない。

＜参考＞令和3年度末現在の見守り相談室（大阪市委託）における概況

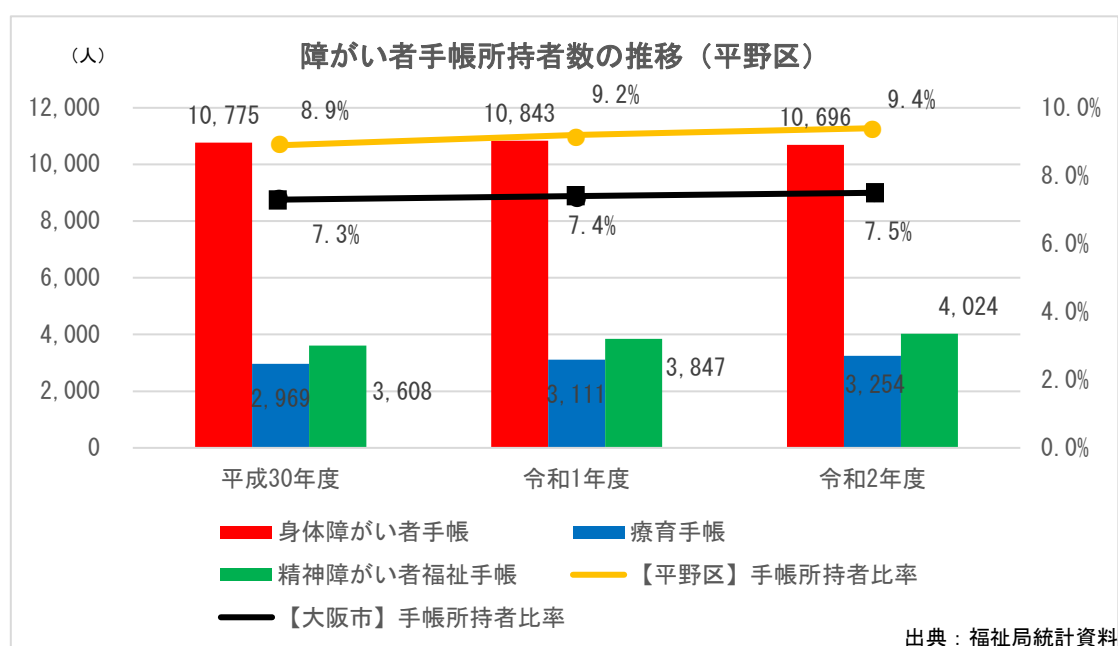
徘徊認知症高齢者の発見協力者数 199 人

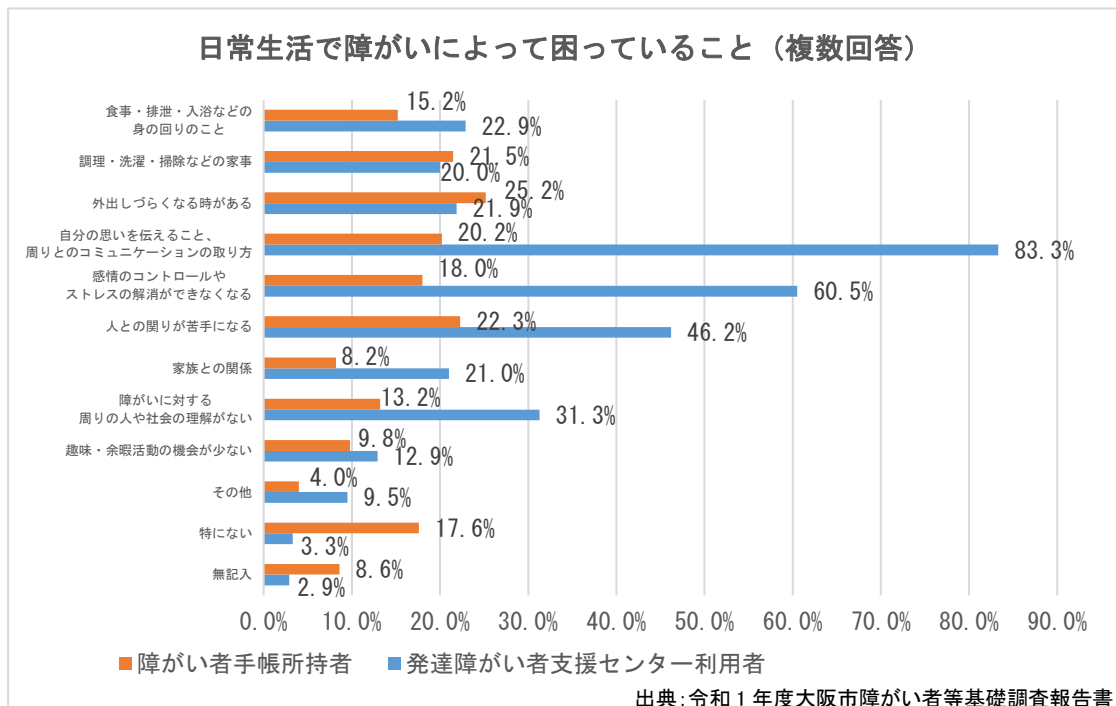
徘徊認知症高齢者の登録数 152 名（うち 75 歳以上 27 名）

行方不明発生時の情報配信依頼数 5 件（平野区からの依頼数）

2 障がいのある人に関する状況について

平野区における障がい者手帳の所持者は年々増加傾向にあり、特に療育手帳と精神障がい者福祉手帳の増加は著しいものとなっています。それに伴い、障がい福祉サービス受給者数も増加しています。障がいの特性は多様で、身体介助や家事援助の必要な人、対人との関係やコミュニケーションの難しい人等、生活していく上で様々な課題を抱えていることが多くあります。



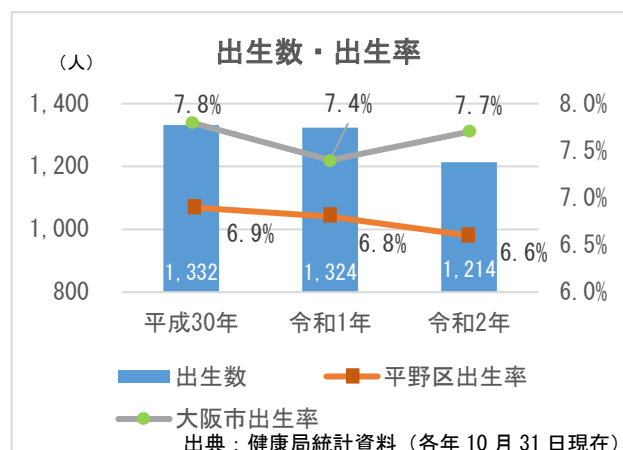


また、区政会議等から、「障がいのある人と関わる機会が少なくて接し方が分からない」との声もありました。社会福祉法人等の様々な機関や団体の連携強化による、区内の障がい福祉サービス体制の充実、障がい者虐待の防止に向けた取組、障がいの理解促進や障がい者の差別防止に向けた取組等、障がいのある人が不自由に感じることなく、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。平野区でも障がいのある人へ虐待事案が起こっており、防止策を講じていく必要があります。これまで以上に、専門職や関係機関の垣根を超えた連携を深めていくことが重要です。

3 こどもや子育てに関する状況について

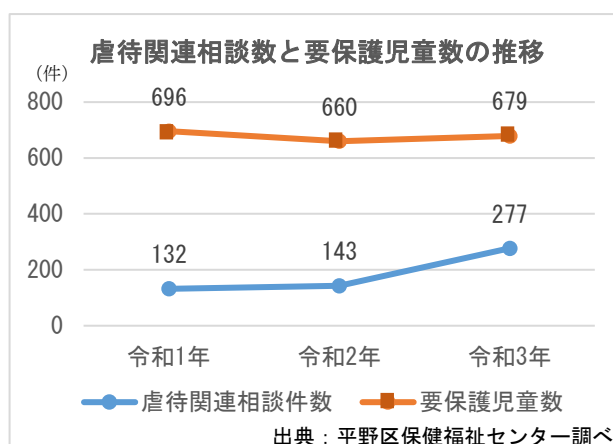
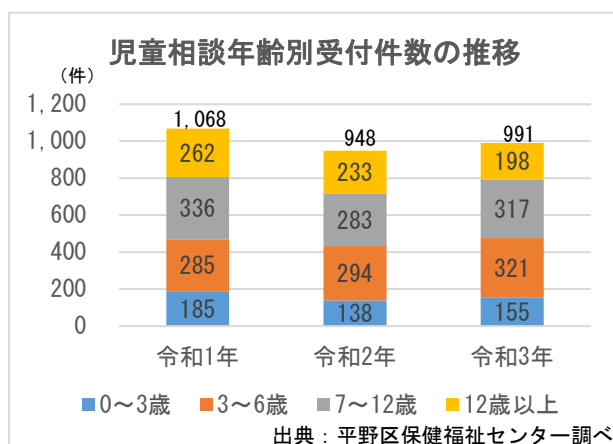
平野区は出生数・出生率ともに減少傾向ではありますが、大阪市全体の出生率よりも高い状況にあります。保育所（園）の入所児童数については、令和4年4月時点で4,891人と減少傾向にあり、待機児童数は平成20年度以降0人となっています。

子育てに関する総合相談件数はこの数年横ばいで推移しており、特に就学前の相談が約半数と多い状況です。児童虐待の相談



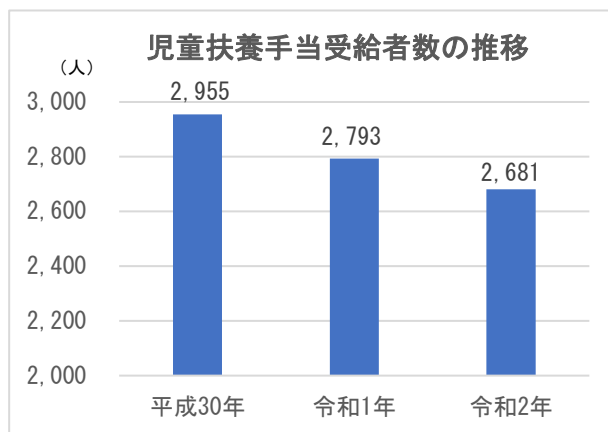
は増加傾向にあり、要保護児童数も依然として多く、児童虐待対策の重要性がより一層増しています。この数年で平野区内で起きた児童虐待事例の検証もしっかり振り返り、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

子育て世帯のニーズにあった適切な支援と必要な情報がすぐに届くよう、情報発信の強化を図るとともに、虐待を未然に防止するような早期発見・対応の体制整備、妊娠期から様々なステージで必要となる多様な支援等、複合的な課題への対応強化、地域におけるこどもの見守り機能の向上等、子育てのしやすいまちづくりを地域住民や多様な団体、関係機関、学校園が一丸となって取り組み続ける必要があります。また、子育て世帯やこどもが孤立することなく、様々なつながりをつくるためにこども食堂※や居場所活動との連携も必要です。



児童扶養手当の受給者数は減少傾向にありますが、令和2年3月末時点で大阪市全体の受給者数 25,617 人に対して、平野区の受給者数は 2,681 人と 10.4%を占めていることから、ひとり親世帯が多いと言えます。ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて平均世帯収入が低く、相対的貧困率が高いデータもあり、経済的課題を抱えた子育て世帯の割合が高い状況にあると言えます。

特別児童扶養手当の受給者数は令和4年3月末時点で962件と市内24区で最も多く、障がいのあるこどもがいる世帯が多い状況です。また、親に障がいがあり、児童扶養手当を受給している世帯は令和4年3月末時点で78件と多い状況です。子育てに必要な支援も多様化していると考えられ、子育て世帯が相談しやすい体制づくりの構築や、必要なサービスにつなぐ支援体制の構築が重要です。

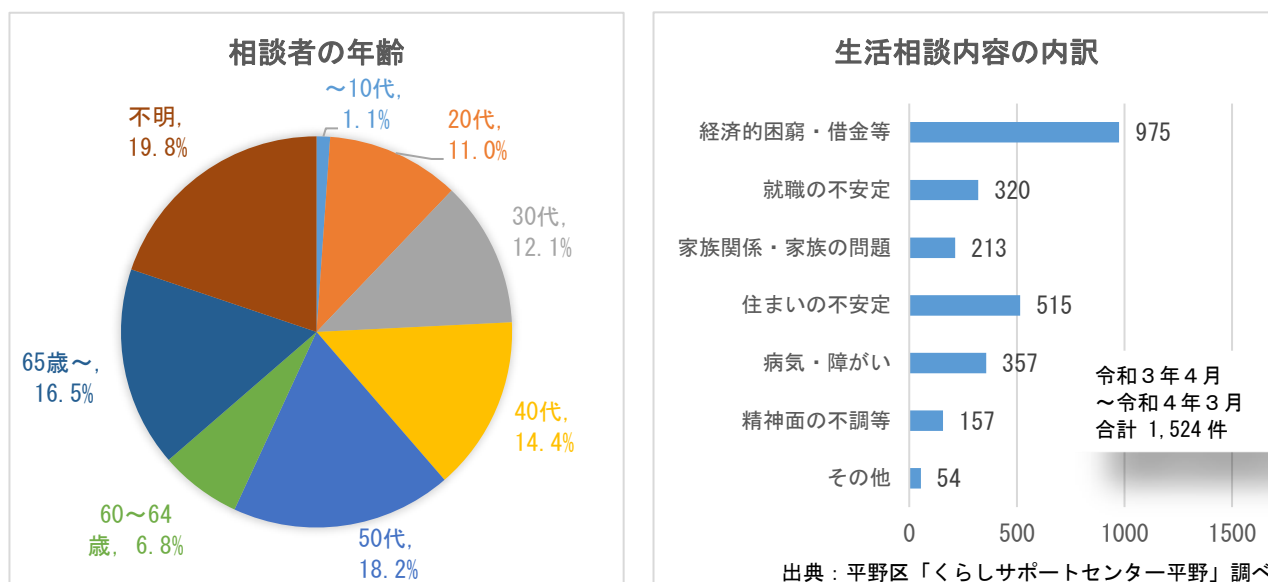


出典：福祉局統計資料（各年3月31日現在）

4 生活困窮者の相談や低所得者への支援の状況について

生活保護に至る前の生活困窮者への総合相談窓口として、平成 26 年 10 月よりくらしサポートセンター平野※を開設し、自立相談支援事業を行っています。これまでは、非正規雇用や年金収入のみで生活している世帯からの相談や、高校中退者、不登校、ひきこもりに関する相談が多い状況でしたが、令和 2 年から新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯の減収や職を失うことによって、家賃が払えない世帯が急増し、住居確保給付金の相談・申請が多くなりました。また、府社会福祉協議会が実施している特例貸付に関する相談も増加しました。

相談者の年齢は 50 歳代が多く、経済的困窮だけでなく、ひきこもり問題や人間関係構築の困難等、多岐にわたっており、複合的な問題を抱えている方もおられ、引き続き、きめ細やかな支援が必要です。経済的困窮に至る背景には様々な要因があるものの、金銭的支援のみでは根本的な課題解決にならず、相談者やその世帯に対する伴走型の支援が求められています。



近年、希薄化している地域コミュニティの進行により、社会的孤立が問題視されています。ライフスタイルの多様化によって、地域の誰にもつながっていない、あるいは、つながりたくない、社会的につながりの希薄な世帯も増加しています。また、複合的な課題等により、堆積者と地域住民との関係が希薄となり、いわゆるごみ屋敷になっている事案も平野区にはあります。日頃からのつながりづくりは、地域におけるボランティアや民生委員・児童委員等による見守り活動も大変効果的です。しかし、ボランティアの高齢化や担い手不足が大きな課題となっています。災害時等も含めて、企業やNPO等による民助の活用を検討していくことが重要です。

第2章 課題解決に向けた取組の方向性

平野区地域福祉計画（第3期）の理念

すべての人と人がつながり、支えあうまち平野

平野区地域福祉計画は、「平野区として地域での福祉をどのように考えどのように取り組んでいくか」を、区役所や区社協、住民のみなさんをはじめ、地域団体やNPO、企業等、平野区に関わりのある方々が理念や目標、取り組んでいく方向性を共有するために作成するものです。

平野区では、将来にわたって高齢化率が高い状態で推移することが予測され、福祉ニーズも多様化することが想定されます。今は支援が必要なくても今後支援の必要な状態にならないとは言いきれません（要支援予備軍※）。そのような状態になった時に、地域住民のみなさんが、こどもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、多様なつながりの中において、であい・ふれあい・支えあうことや地域福祉の多様な担い手による連携・支援によって、住み慣れた地域で暮らし続けていけることが大切です。

第2期計画の推進のために、平成30年度から地域活動に携わる方や区内の関係機関の方と「平野区地域福祉を考えるラウンドテーブル」を開催し、「地域福祉を考えるラウンドテーブルからの提言」をいただきました。この提言を受けて、第3期計画では平野区地域福祉のまちづくりに取り組んでいく方向性と行動について、3つの基本目標を「つながり」「見守り」「人材・社会資源」にまとめました。平野区に関わる全ての人々が主人公として多様な福祉ニーズに対応するために、みなさんの心と力を合わせて、お互いがつながり、支える人（担い手）も支えられる人（受け手）もお互いを支えあう、みんなが共生する平野区をめざしていくために、次のように基本目標を設定します。

基本目標1（つながり）困ったときに支え助けあえる住民同士のつながりづくり

基本目標2（見守り）こどもから高齢者まで地域全体で見守り支えあう仕組みの充実

基本目標3（人材・社会資源）様々な取組の中でたくさんの人や関係団体が

連携・協力できる地域活動のネットワークづくり

基本目標 1（つながり）

困ったときに支え助けあえる住民同士のつながりづくり

地域福祉の推進に向けた個別の課題には、高齢者、障がい者、子育て等、人生の様々なステージにおける分野別に多くの課題が挙げられます。一方で、平野区における地域福祉の推進には、主人公である「平野区に関わっている全ての人」同士がつながり支えあっていくことが大変重要です。また、それぞれの課題は分野別ではなく全て関連しているものであり、行政や関係機関による制度間連携の強化とともに、様々な年代の住民同士が交流してつながり、日常的に顔の見える関係づくりを進めていくことが重要です。しかし、近年の核家族化や少子高齢化の進行に加えて、ライフスタイルの多様化により、地域社会におけるつながりの希薄化が顕著になっています。子育て世代や単身世帯等、地域での孤立を防ぐためにも、子育て関係機関や地域における居場所等を周知し、利用を促していく必要があります。

これまでの地域福祉活動の取組を振り返りつつ、課題を解決していくために、区民のみなさん同士が困ったときに支えあえる共助の仕組みをつくりながら、つながりづくりを進めていく必要があります。近く発生するとされている南海トラフ地震、近年増加している台風やいわゆるゲリラ豪雨等による水害等に対しても、日頃の地域におけるつながりづくりを進めながら、安全で安心して暮らしていくことができるまちづくりが不可欠です。

<取組の方向性>

- ・ 高齢者の生きがいづくりや子育て世代の集える場所等、地域の資源でもある学校施設や地域の集会施設等、身近な場所で誰もが集える居場所づくりの支援を行います。
- ・ 地域住民が主体的に行っている地域福祉活動が今後も継続し発展していくよう支援し、ちょっとしたお手伝い（ボランティア）がしやすい仕組みづくりを支援します。
- ・ 地域で実施している防災訓練や避難訓練等への参加を呼びかけ、日頃の備えを促すとともに、災害時に地域住民同士がお互いを助けあえる関係づくりを進めます。

<つながりの例> 日頃のあいさつをする 近所付き合いをしている 回覧板を声かけして渡す 町会等のコミュニティやその活動に参加する など
--

基本目標 2（見守り）

こどもから高齢者まで地域全体で見守り支えあう仕組みの充実

福祉課題のある世帯や様々な支援を必要とする世帯が地域から孤立することなく、住んでいる地域で安心して暮らし続けられるためには、家族や隣近所での身近な人同士が緩やかな見守り等でお互いがつながる、「気にかける関係づくり」が重要です。まず、個人それぞれが生活習慣への意識向上や健康維持の取組等を意識することから始まります。そこに、地域におけるコミュニティ活動や地域福祉を担う多様な団体の連携・協働によるネットワーク強化等と重なりあうことによって、地域の力が隙間なく重層的なつながりとなっていきます。

地域には、高齢者だけでなく、障がいのある人、ひとりで家族の介護をしている人、生活に困窮している人等、様々な人が生活しています。様々なサービスの利用や地域での支えあいにより重層的な見守り体制の構築が期待できます。地域住民の力で支え、早期に異変に気づき、命を守っていく仕組みでもあります。また、支援につながっていない世帯に早期に関わることで、関係機関や必要なサービスにもつながっていくことが期待でき、地域住民の安全と安心を確保することになります。

近い将来、南海トラフ地震の発生の恐れもあり、災害発生時、障がいや介護等、サポートの必要な人（避難行動要支援者※）への迅速な対応を、平時から地域住民と考えていく必要があります。

<取組の方向性>

- ・ 隣近所における「気にかける」等の見守り活動の重要性をより広く周知し、緩やかな見守り活動が広まるよう取り組んでいきます。
- ・ 平時の見守り活動がより進むよう、要援護者名簿※の同意確認を継続して行います。また、災害時に支援の必要な人が迅速で適切に避難できるよう、地域・行政・関係機関と連携して取り組んでいきます。

<見守り活動の例> 児童の登下校時の見守り 民生委員・児童委員や地域住民の声かけ訪問 など
--

基本目標 3（人材・社会資源）

様々な取組の中でたくさんの人や関係団体が 連携・協力できる地域活動のネットワークづくり

地域におけるネットワークづくりは、日常生活に直接関わってくるような活動や取組が大きい役割を担う重要な要素となっています。しかし、近年、町会や自治会活動に関わらない人も多く、地域コミュニティの維持が難しい地域も多数見受けられ、その活動や取組の維持が困難な状況にあります。それに伴って、地域役員の後継者が現れず、地域役員の高齢化も著しい状況で、担い手の発掘は急務と言えます。地域の安全、安心を維持していくためには、それぞれの分野ごとに活動している主体だけの活動では難しく、地域内の企業・NPO等の多様な主体との協働（マルチパートナーシップ※）の推進が必要になってきます。例えば、防災分野との連携、地域活動との連携、保健・医療分野との連携等、福祉の枠にとどまらない総合的なまちづくりをめざした取組を推進していく必要があります。

また、新たな活動者の発掘と育成も重要です。特に若い世代の地域活動への参画が乏しく、自分の地域で行われている活動も知らないことが多い状況です。概ね小学校区で行われている地域福祉活動を広く周知していくとともに、住民のみなさんが自身の得意なこと、やりたいこと等、あらゆる世代が参画しやすい場面を創出していくことも必要です。

何よりも住んでいる地域でいつまでも自分らしく安心して暮らし続けるためには、医療機関と介護事業所の連携を推進し、医療や介護等のサービスを一体的に提供できる体制づくりが重要です。このような公的なフォーマルサービスだけでなく、身近な地域で行われている介護予防事業や健康づくり等、地域住民が行うインフォーマルサービスの充実も重要です。

<取組の方向性>

- ・SNS等のツールを活用して、あらゆる世代が地域活動に興味を持ち、参加できるよう取り組み、新たな担い手（ボランティア）の発掘・育成に取り組んでいきます。
- ・生活の困りごとや悩みがある時、住んでいる身近な場所に相談の機会があることを積極的に周知し、必要な支援につないでいける仕組みを構築していきます。
- ・それぞれの地域で行われている福祉活動との協働・支援を積極的に行っていきます。

<相談の例> 区役所や相談機関への相談
地域福祉活動コーディネーターへの相談 など

第3章 平野区の特性を踏まえた地域福祉

平野区は市内で最も人口が多く、校区数も多い一方で、人口減少が進み高齢化率が上昇し続けています。また、障がい者手帳の所持者数も増加傾向にあります。出生数も多く、加えて子育てに関する相談も多いことから、多岐にわたる多様な福祉ニーズがあります。複合化する生活上の課題には、既存の制度の対象となりにくく、「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業のように、それぞれの仕組みや制度の垣根を超えて、包括的な支援体制をつくっていくことも必要です。

みなさんが住んでいる地域にもそれぞれの特徴があり、その住民であるみなさんも多様性がある中で、様々な解決していくべき課題がありますが、平野区に関わる全ての人がお互いを尊重し、つながり、支えあいながら、誰ひとり取り残すことのない「地域共生社会」を推進していきましょう。

そのためには、第2章においてみなさんにお示した、第3期計画の理念と、地域福祉に取り組んでいく方向性を示した3つの基本目標「つながり」「見守り」「人材・社会資源」の考え方にに基づき、平野区の特性を踏まえ、次のような視点で地域福祉を推進していきましょう。

平野区における具体的な取組

1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる

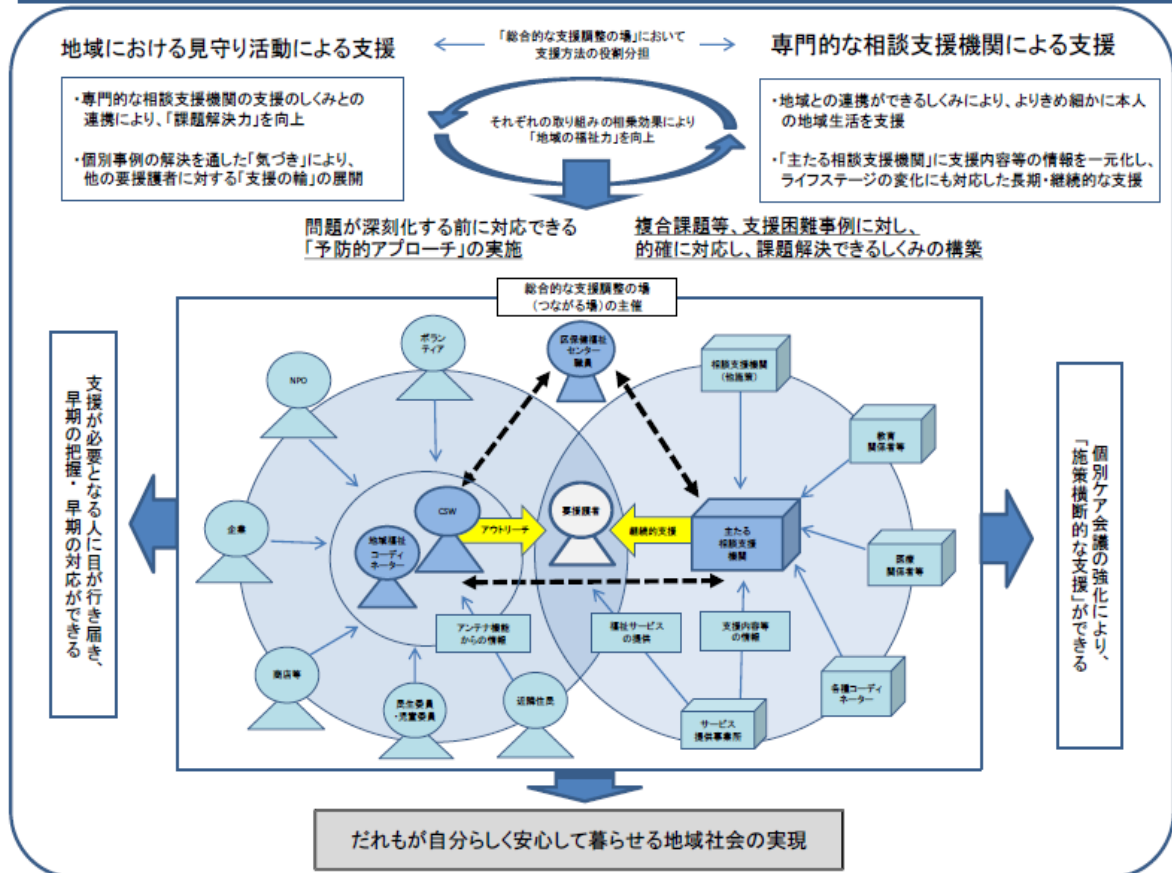
平野区をめざして

2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる平野区をめざして

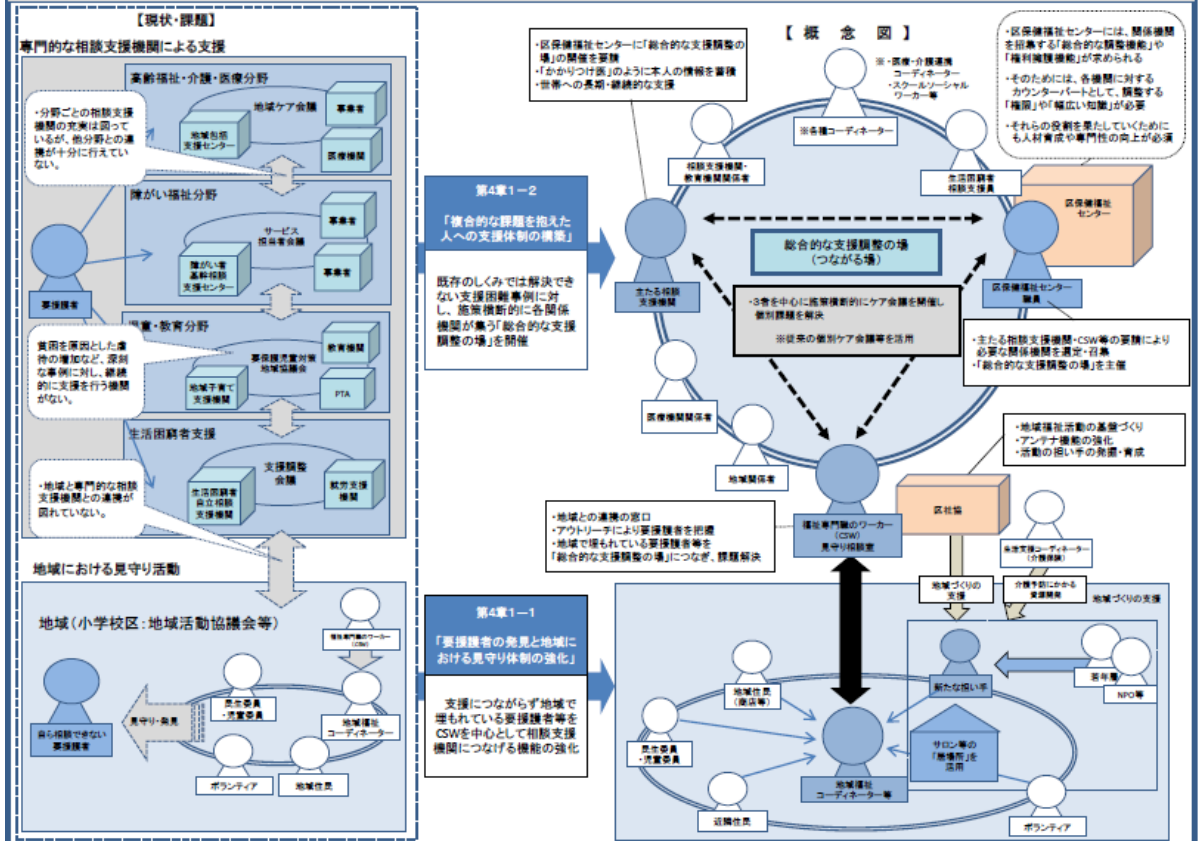
3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして

4 安全で安心な平野区をめざして

本人を中心とした「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」【めざすべき理想像】



相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実【モデル事業の基本的な枠組み】<大阪市地域福祉基本計画より抜粋>

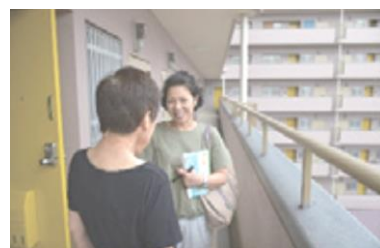


1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる 平野区をめざして

(1) 相談支援の取組

① 平野区内に5つの地域包括支援センター※と6つのランチ※を配置し、介護や福祉に関する総合相談窓口として高齢者の様々な支援に取り組んでいます。また、地域包括支援センターや介護支援事業所等が地域活動との連携をめざして「平野区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、引き続き、各地域における課題の共有や解決に向けた検討を行っていきます。

② 平野区では、概ね小学校区単位の23地域に地域福祉活動コーディネーター※を配置し、相談体制を構築しています。みなさんのより身近な相談者となるよう引き続き配置します。また、地域福祉活動コーディネーターが様々な地域福祉活動に関わりながら、新たな担い手の発掘・育成にも取り組んでいます。



地域福祉活動コーディネーターの活動例

(2) 認知症に関する取組

① 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、健康維持やいきがいくりに向けた取組を、地域の中でも進めていくことが重要です。特に、認知症に関しては、るんるんネット※（平野区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会）において、区民や支援者への正しい理解の促進や、支える人のつながりづくりを目的とした講演会や交流会等を行っています。また、平野区認知症予防推進事業（いきいき脳活）として、「平野区いきいき脳活サポートマニュアル」等を活用した、地域における認知症予防の取組を支援していきます。

② キャラバンメイト※では、認知症の当事者やその家族を温かく見守る認知症サポーター※（キッズサポーター含む）養成のための講座を通じて、地域での認知症理解を広げていきます。ひらのオレンジチーム※（認知症初期集中支援チーム）は、認知症（若年性認知症含む）専門相談窓口として家庭訪問等による当事者やその家族への初期支援、地域の認知症対応力向上のための体制構築に取り組んでいます。

(3) つながりづくり・居場所づくりの取組

- ① 各地区社会福祉協議会等で実施している「ふれあい喫茶※」や住民主体で実施している「いきいき百歳体操※」等の地域福祉活動に対して、区社協や地域包括支援センター等の専門職と協働して高齢者のいきがづくり、居場所づくり活動への支援を積極的に行っています。このような地域福祉活動は地域のボランティアが取り組んでおり、引き続き持続性のある地域福祉活動となるよう、次世代育成の観点からSNSや様々な広報媒体を活用して、新たな担い手の発掘と育成を区社協、ボランティア市民活動センター※と連携して取り組んでいきます。



ふれあい喫茶（瓜破北地域）

また、各地域で実施している「食事サービス※」活動を通じて、日頃からの地域住民同士の緩やかなつながりづくりを進めながら、必要に応じて専門職である平野区見守り相談室※に配置されたCSW※による訪問活動を行っています。

- ② 今後団塊の世代が75歳以上となり、住んでいる地域でいきいきと暮らし続けていくため、平野区ささえ愛支援員※（生活支援コーディネーター）により、地域資源を発掘しながら高齢者や男性の居場所づくり、いきがづくり活動をこれまでよりも積極的に進めていきます。

(4) 健康づくりの取組

- ① いきいき百歳体操における体力づくりや、いきいき教室※における介護予防の取組を各地域で実施してもらうよう支援しています。この体操は運動機能低下防止だけでなく、仲間づくりによる閉じこもりの防止にもつながり、フレイル予防にも効果があるため、今後も取組を広げていきます。
- ② 平野区老人福祉センターや各地域の老人憩の家等で実施している健康増進の取組と連携・協働し、みなさんの健康寿命※を延ばす取組を推進します。
- ③ 地域福祉を推進していくためには、医療機関や保健分野との連携が非常に大切になります。「地域包括ケアシステム」が機能し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていくためには、在宅医療・介護連携による提供体制の構築が不可欠であり、平野区でも取組を進めています。また、誰もが地域で安心して暮らす上で適切な医療を日常的に受けられる環境にあるためには、健康に関することを何でも相談できるかかりつけ医療機関※（医者・歯医者・調剤薬局等）を持つことも重要です。「平野区在宅医療ケアネットワーク委員会※」において、多様な関係団体の連携による医療と福祉の提供体制の構築を推進します。
- ④ 日常生活においては、口腔ケア※も大切です。むし歯や歯周病、口臭等の予防のほか、高齢者にとっては、ＱＯＬ※の向上にもつながります。

2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる 平野区をめざして

(1) 障がいへの理解促進の取組

- ① 平野区内において、障がいのある人への気持ちに寄り添えず、自死された事案が発生しました。このような不幸な出来事をなくすためには、障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが重要です。引き続き、「障害者差別解消法※」で示されている「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の考え方が広く認識されるよう取り組んでいきます。
- ② 発達障がいや外見では分かりにくい障がい等により、住んでいる地域で何かしらの生きづらさを感じている人たちへの理解促進していくため、引き続き区社協やエルム大阪等の関係機関と連携して周知・啓発に取り組んでいきます。
- ③ 幼少期から支援を必要としている人を理解し、支える人（担い手）も支えられる人（受け手）もお互いに支えあえる気持ちを育む事が大切です。今後も、市立小中学校の児童・生徒に対して、「福祉の心を育む」取組を進めていきます。
- ④ 多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解する「あいサポート運動※」を周知し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮をできる環境づくりを推進します。



車イス体験（平野小学校）

(2) 相談支援の取組

- ① 障がいのある人が必要なサービスを安心して利用できる環境づくりを進めるため、平野区地域自立支援協議会※や平野区障がい者基幹相談支援センターと連携を密にしていきます。また、相談から福祉サービス等の支援に円滑につなぐため、利用できるサービス等の情報を分かりやすく、活用しやすい周知方法を検討していきます。
- ② 身近な相談先である地域福祉活動コーディネーターのスキルアップを、平野区自立支援協議会と連携しながら区役所と区社協が取り組んでいきます。

(3) 地域・社会参加を促す取組

- ① それぞれの地域で活動する団体等で構成されている地域活動協議会等が実施している地域活動に、障がいのある人が参加・交流できるよう取り組んでいきます。
- ② 障がいのある人もない人も、誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを進めていきます。

(4) 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるための取組

- ① 地域住民同士が「あいさつ」や「声かけ」等、気にかける活動をするのが緩やかな見守り活動となります。地域に住む住民には重度の障がいや要介護状態等（要援護者）、何らかのサポートを必要としている人も生活しています。日頃の見守り活動につなげるため、要援護者から同意をもらい、民生委員・児童委員等の見守り訪問に活用する「要援護者名簿」を作成しています。



見守り訪問（瓜破西地域）

- ② 台風等による水害と地震・津波への備えは安心して暮らしていくために、誰にとっても重要です。要援護者はそれぞれの状態によって避難することが難しい場合があることから、避難行動要支援者の個別避難計画を地域の自主防災組織や地域包括支援センター・区社協等と連携して策定していきます。
- ③ 認知症や障がいによる判断理解力の低下は、日常生活での様々な不自由をきたす要因となる恐れがあります。高齢者や障がい者の権利擁護の観点から、区社協では福祉サービス等の利用援助や金銭管理・預かりサービスを行う「あんしんさぽーと※（日常生活自立支援事業）」を実施しています。また、財産管理や契約行為、身上監護等の法律行為が適切に行われるよう、民法で成年後見制度が規定されています。成年後見支援センターでの相談、申立人がいない場合は市長権限による申立により、成年後見制度の利用が必要な人が確実に利用できるよう取り組んでいきます。
- ④ 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らす上で、人権が守られることは非常に重要です。高齢者や障がい者への虐待が生じる際には、家庭に複雑な背景や要因がある場合が多く、支援を適切に実施するためには専門的で高度な支援スキルが必要になります。区役所、医療機関、民生委員・児童委員等による「平野区障がい者・高齢者虐待防止連絡会※」における連携体制の構築や「虐待防止活動評価検討会※」での事例共有と進捗管理、虐待防止に対する体制構築を進めていきます。
- ⑤ 障がいや高齢、生活の困窮等の複合的な課題を抱えた世帯には、既存の制度や仕組みでは解決が困難なことが多いため、今後も「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業を開催していきます。また、必要に応じてスーパーバイザーの助言を活用しながら、相談機関、専門職等が分野を超えて連携し、対象者へ適切な支援が届く体制づくりを推進します。

3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして

(1) 切れ目ない子育て支援体制の強化への取組

- ① 妊産婦健診※や乳幼児健診※、各種予防接種、保健師や助産師による支援、臨床心理職員による相談等、幅広い内容で産前産後の支援を行っています。
- ② 障がいのあるこどもを早期に発見して適切なサービスにつないでいくことで、保護者の負担も軽減されることもあります。引き続き、乳幼児健診等において発達の気になるこどものいる世帯への取組を進めていきます。
- ③ 就学前の生活習慣の定着に向けた「4歳児訪問事業※」において、絵本の配付や健康教育に取り組んでいます。
- ④ 地域や大学と連携して、「こども学力サポート事業※」を実施し、小学生の学習習慣の定着を支援します。
- ⑤ 特に、小中学校で教育分野と福祉分野、地域資源が連携した支援として、こどもサポートネット事業※も継続して進めていきます。
- ⑥ 小中学生の不登校対策として「こどもの生きる力育成支援事業※」を、高校生年代では「ひらの青春生活応援事業※」を実施し、伴走型支援に取り組んでいます。
- ⑦ 平野区の未来を担うこどもたちが、元気で健やかに育んでいくため、また、平野区のこどもたちを元気にするために、「平野区のこどもたちを元気にする宣言※」を平成26年5月に行いました。この理念のもと、平野区のこどもたちが夢と希望と誇りをもち、未来にきらめく「ひらのっこ」を育てるため、こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト+10（プラステン）※を推進していきます。



こども学力サポート事業の様子



ひらの青春生活応援事業のリーフレット



（２）相談支援の取組

- ① 区役所子育て支援室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けています。こどもの発達等の様々な相談、DVの相談に関して、保健師や保育士、家庭児童相談員等による対応のほか、専門的な対応ができる機関の紹介を行っています。ヤングケアラー※に関する相談も行っています。
- ② 子育て支援センターや子ども子育てプラザで行っている出張相談等とも連携し、身近な場所でこども、子育てに関する相談がしやすい環境づくりに努めています。
- ③ これまでに保育園や幼稚園を利用希望する家庭への情報提供の機会として「幼稚園・保育園等情報フェア」を開催しています。また、保育所や幼稚園の利用に関する相談に対しては、子育てコンシェルジュ※（利用者支援専門員）によるきめ細やかな対応を引き続き行っています。
- ④ ひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭サポーター※による就業相談・離婚前相談、自立支援給付金等の各種相談を行うほか、弁護士による離婚・養育費相談も継続して行っています。

（３）子育て支援のネットワークづくりの取組

- ① 平野区内の子育て支援関係関係者による「平野区子育て支援関係者連絡会」を結成し、子育て支援情報「ひらの子育てのWA！情報」を発行する等、区ホームページやLINE・facebook等のSNSと併せて、子育て情報の発信に取り組んでいます。
- ② こどもの遊び場や子育て情報の提供等を行う「子育てフェスタ」を開催し、企業等と連携を強化していきます。現在多くの企業や個人が登録している「キッズひらちゃん子育て応援団※」と協働して、各種イベントも開催していきます。

子育てフェスタ
- ③ 市立の小中学校は、こどもの学びの場だけの役割ではなく、災害時の防災の拠点や地域コミュニティ活動の拠点、生涯学習の場等、様々な役割を担っています。学校に通う子どもとその保護者のみに関わる場所ではなく、地域に開かれた場所として自然に住民がつながるような学校づくりをめざしていきます。
- ④ それぞれの地域で子育て中の世帯同士のつながりづくりや地域住民とのふれあいの機会として「子育てサロン※」を実施しています。平野区の子育て力が充実できるよう協働・支援していきます。
- ⑤ こどもの居場所として区内で取り組んでいる「平野区みんな食堂ネットワーク※」と連携して、地域住民の交流や多世代の交流の場となり次世代育成が進んでいくよう情報発信等に取り組んでいます。
- ⑥ 里親※についても、その取組が広がるよう周知・啓発を進めていきます。

(4) 児童虐待への取組

- ① 区役所子育て支援室に親子ケア支援員※を配置し、増加する児童虐待通告への対応や、虐待リスクのある世帯への支援を行っています。また、子育て支援室と保健活動担当が連携・情報共有して、妊婦段階からその家庭に関わって、新生児・乳幼児の虐待死防止に取り組んでいます。
- ② 南部こども相談センターや学校園、児童福祉団体等で「要保護児童対策地域協議会※」を構成し、代表者レベルで児童虐待への取組状況や方針を確認するとともに、実務者レベルでの協議や連携、情報共有も随時行っています。児童虐待の防止に向けて、多様な親の生活状況や特性を踏まえて、育児スキルの向上や普及啓発、養育環境のサポート等の取組を継続して行っています。
- ③ 関係機関において、支援の困難なケースや対応に困った場合には、積極的に福祉分野や心理分野等専門家によるスーパーバイズを受け、適切な支援につなげていきます。
- ④ 重大な児童虐待をなくすためには、未然防止・早期発見・早期対応が非常に重要です。この取組は行政や子育て支援機関だけで取り組んでいくものだけではなく、平野区に関わる全ての人が次世代育成を推進していくため児童虐待のない平野区に取り組んでいくことが重要であると認識が共有されるよう、引き続き取り組んでいきます。

4 安全で安心な平野区をめざして

(1) セーフティネット構築の取組

- ① 暮らしの悩みに関する個別の相談は、生活困窮者自立相談支援を担当している「くらしサポートセンター平野」を窓口とし、様々な関係機関と連携しながら、自立した生活に向けた就労支援・家計改善・法律相談等の伴走型個別支援や、住居確保給付金の手続きを実施しています。現在生活に困窮している場合だけでなく、何かしらの理由により今後困窮状態に陥る恐れのある人についても、相談対象としています。相談者の状況に応じて区役所生活保護担当へつなぐ等、最低限度の生活保障確保に向けた取組も行っており、生活保護受付面接担当者と連携を深めるため、定期的な意見交換を開始したところです。また、区役所生活保護担当では、就労される等、生活保護が必要でなくなった際に、健康保険等の必要な手続きの説明と併せて、再び生活に困りそうな時には、生活保護よりも前に暮らしの悩み事を相談できる場所として「くらしサポートセンター平野」の周知を徹底し、セーフティネットとして互いの連携を強化していきます。
- ② 地域で孤立しない取組として、大阪市では電気・ガス・水道のライフライン事業者や、郵便・新聞等の配送を行う事業者等と連携した見守り活動を行っています。支援を必要とする人を早期に発見できるよう、さらに関係機関や地域と連携していきます。
- ③ 生活に困り事を抱えている人への支援のため、区内の多数の相談支援機関が「平野区セーフティネット連絡会※」に参画し、事例や情報の共有を図りながら連携できる関係づくりに取り組んでいます。複合的な課題には、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催して支援方針の共有や役割分担の整理等、対象者への適切な支援が届くような体制づくりを構築しています。
- ④ 堆積物を屋内に溜め込んで処理することができなくなり、悪臭や害虫等により生活環境が悪化している、いわゆる「ごみ屋敷」問題については、堆積者への福祉的支援が必要な場合が多くあります。また、防火の観点からも対応が必要となります。区役所と区社協等の関係機関、加えて地域での見守り機能が連携して関わりながら、解決に向けた取組を進めていきます。

（２）防災・防犯の取組

- ① 災害時に必要な福祉的支援の必要性が強く認識されるようになり、防災分野と福祉分野の連携が重要です。大規模な災害が発生した場合、緊急的な医療的措置が必要となる人が多数生じる恐れもあります。引き続き、自主防災組織や防災リーダー等が行っている防災訓練や避難所開設訓練と協働しつつ、災害時の医療救護体制の検討に取り組んでいきます。



防災フェスティバル（平野地域）

- ② 「防災協力企業※」等の地域貢献活動やNPO法人による非営利活動のような民助をこれまでよりも広く呼びかけていきます。
- ③ 平野区では高齢者の特殊詐欺の被害が多い状況です。犯罪のない平野区をめざして、地域の青色防犯パトロール活動等や警察との連携を強化していきます。

（３）地域力アップへの取組

- ① 地域コミュニティを活性化するために、世代を超えた交流を通じて、新たなボランティアの発掘・育成について地域団体や企業・NPOと連携していきます。
- ② 平野区では多様な国籍の外国籍住民が多く生活しています。言葉や生活習慣の違いによる暮らしにくさやトラブル、生活上の不便や不自由さが生じないよう、多様な文化が尊重され、日常生活の中で自然に生活し続けることができる平野区をめざします。
- ③ 住んでいる地域で生活のしづらさを抱えている人も多くいます。区社協で行っている発達障がいやひきこもりの当事者とその家族を支援する取組や、各種相談機関で実施している障がい等に関する支援の取組と連携していきます。
- ④ 令和２年から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、それぞれの地域で行ってきた活動や取組が制約を受けている状況です。地域活動の停滞により社会的孤立に陥る世帯や福祉的支援の必要性を見逃されるリスクが高まる可能性があります。新しい生活様式により、十分な感染対策を行った上で地域活動への支援を行っていきます。
- ⑤ 地域での活動を継続していくためには、人材確保のほかに、一定規模の財源も必要です。地域から俯瞰した場合、行政からの支援の他にも、外部の関係者からの資金調達等への工夫も必要です。

おわりに

平野区地域福祉計画（第３期）策定の経過

平野区地域福祉計画策定委員会 名簿

氏名	専門分野	役職等
植西 正子	社会福祉	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 評議員
江上 浩史	保健・医療	一般社団法人 平野区歯科医師会 会長
大久保 康則	障がい福祉	平野区地域自立支援協議会 会長
織田 貴子	児童福祉・子育て支援	東喜連保育園 園長
川野 光男	地域福祉・地域活動・ 防災	平野区民生委員児童委員協議会 副会長
鶴澤 知典	高齢者福祉	平野区地域包括支援センター運営協議会 委員長
野村 恭代	社会福祉・地域福祉	大阪公立大学 教授
渡辺 勉	保健・医療	一般社団法人 大阪市平野区医師会 理事

五十音順・敬称略

用語集

頁	用語	概要
1	フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。虚弱状態。早く介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす恐れがある。
3	しゃかいふくしほう 社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の共通の基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益保護や、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保や健全な発達を目的とした法律。
3	しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法	平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいがある人もない人もお互いに理解しあい「共生社会」の実現をめざす。
4	えすでいじーず SDGs	国連総会で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17 個のゴールで構成され、地球上の誰一人取り残さないとされている。地域福祉の推進に直接的に関係するゴールとしては、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 全ての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」等がある。
4	ニア・イズ・ベター	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方の一つ。大阪市では新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、「市政改革プラン」において「ニア・イズ・ベター」を追求している。
4	えすえぬえす SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の頭文字を取った略称。登録した利用者同士がWEB上で交流できる会員制サービス。
4	ぴーでいしーえー PDCAサイクル	計画管理を効率的に行う業務手法で、「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」のサイクルを繰り返し行い、継続的な改善に取り組むこと。
6	ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ 合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。日本では昭和 48 年の 2.14 を最後に、人口維持に必要とされる 2.07 を上回ったことがなく、平成 27 年は 1.50 にとどまっている。
7	こうれいかりつ 高齢化率	人口に対する 65 歳以上の割合。高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる (21%以上を「超高齢社会」と呼ぶこともある。)
7	ろうろうかいご 老老介護	65 歳以上の高齢者が同じ 65 歳以上の高齢者を介護している状態。

頁	用語	概要
8	ちいきほうかつ 地域包括 ケアシステム	地域住民が重度の要介護状態になっても、必要なサービスを必要な分だけ受け取ることができ、住んでいる地域でいつまでも自分らしく住み続けることをめざした仕組み。そのためには、生活の基盤となる住まいで、保健や医療等のサービス、在宅福祉等の福祉サービス、地域におけるインフォーマルサービス等が連携して、一体的に提供されることが必要。根拠法令は介護保険法第 115 条。
8	とくしゅさぎ 特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪。
11	しよくどう こども食堂	様々な家庭の事情等の理由で、孤食や家庭で十分な食事が摂れないこどもに対して、無料もしくは安価な食事を提供したり、安心して過ごすことができる居場所を提供する民間発の活動。最近ではこどもに限定せず、多世代が集う居場所として実施したり、宿題や学習を支援する居場所としても実施している。
12	くらしサポート センター ひらの 平野	生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題にも対応し、個々の相談に適切な支援が届くよう、平野区役所に開設。こどもの不登校相談や就労相談、債務整理等の生活全般の相談を受け付けている。
13	ようしえんよびぐん 要支援予備軍	現行の福祉の仕組みでは支援対象にはならないが、早期に課題等を解決することで、支援の対象になるまでの期間を長くすることができる対象者。（大阪公立大学 野村教授の表現）
15	ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	災害対策基本法において、障がいや高齢、乳幼児等の防災施策により、災害発生時の避難等に特に配慮が必要な人。
15	ようえんごしゃめいぼ 要援護者名簿	高齢者や障がい者、難病患者等の要援護者から事前に同意を取り、災害時だけでなく平時の見守り対象者として把握して、地域における見守り活動や支えあい活動に活用する名簿。
16	マルチパートナー シップ	大阪市では、市民・企業・NPO等の様々なセクターの方々が互いに協働し、また、行政と協働して活力ある地域社会づくりをめざしている。
19	ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター ブランチ	高齢者が住んでいる地域で安心して生活し続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が様々な専門機関と連携しながら支援する、介護保険法第 115 条の 46 で定められた機関。
19	ちいきふくしかつどう 地域福祉活動 コーディネーター	平成 26 年度から概ね小学校区である区内 23 地域に 1 人ずつ配置し、地域福祉のネットワークづくりをめざしている。住民の身近な相談機関として、地域特性に応じた見守り活動やボランティアとの連携等を行っている。

頁	用語	概要
19	るんるんネット	医療と介護・福祉のネットワークを活用し、認知症高理恵社だけでなく、高齢者の在宅生活を支援するための医療と介護・福祉の連携体制の定着・発展を図るため、連絡会・相談会を実施し、認知所轄サポート医との連携体制を深めている。
19	キャラバンメイト	認知症啓発活動として、認知症を正しく理解し、地域にお住いの認知症の人とその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター（キッズを含む）養成講座」を開催するボランティアの講師。
19	にんちしょう 認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。
19	ひらの オレンジチーム	認知症診療・ケアの経験豊富な医師、医療・介護福祉の専門職で構成され、地域包括支援センターに設置。初期集中支援をはじめ、若年性認知症への支援、地域における認知症対応力向上への取組を行っている。
20	きつさ ふれあい喫茶	地域のつながりと住民のふれあいを深めるため、飲み物や軽食を有償（安価）で提供する、地域のボランティアが運営している交流の場。
20	ひゃくさいたいそう いきいき百歳体操	手首・足首に重りをつけた簡単な筋力運動で、地域集会施設等で定期的に開催。仲間づくりや、閉じこもり予防、認知症予防にも期待できる。
20	しみん ボランティア市民 かつどう 活動センター	平野区社会福祉協議会に開設されている、ボランティア活動・市民活動全般の相談窓口。
20	しょくじ 食事サービス	地域に住んでいる高齢者を対象にした優勝の食事提供活動。会食は地域集会施設等に集まって食事。配食はボランティアが自宅まで食事を届ける。つながりづくりや見守り活動として実施。
20	ひらのくみまも そうだんしつ 平野区見守り相談室	地域と行政が緊密に連携し、日頃からの見守り活動の推進や地域の関係団体等のネットワークづくりの強化を目的に平野区社会福祉協議会に設置されている。福祉専門職を配置し、 ①要援護者の名簿提供にかかる同意確認、名簿整理、 ②孤立世帯等への専門的な対応 ③認知症高齢者等の行方不明時における早期発見 等に取り組んでいる。
20	しーえすだぶりゅ C S W	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（Community Social Worker）の頭文字を取った略称。民生委員や地域住民等から報告を受けた解決困難な事例の個別相談・援助・支援や関係機関と連携した活動をしている。（平野区見守り相談室）

頁	用語	概要
20	ひらのく 平野区ささえ愛 しえんいん 支援員	介護保険法第 115 条の 45 により配置された生活支援コーディネーターの平野区における愛称。今後増加していく高齢者の生活支援ニーズに対応していくため、住民主体のサービスをはじめ、NPO やボランティア、企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援。 ①地域資源の把握・ネットワーク化 ②活動の場の発掘・開発 ③活動の場の発掘・開発 ④サービス実施情報の提供・周知 等
21	いきいき教室	65 歳以上の高齢者を対象に、月に 1 回、地域集会施設等で地域住民同士の交流の場開催。栄養や認知症、口腔ケア等、専門家を講師に招いて講座を開催。介護予防教室として実施。
21	けんこうじゅみょう 健康寿命	健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間。
21	かかりつけ医療機関 いりょうきかん	健康に関することを何でも相談でき、必要に応じて適切な医療機関を紹介する等、身近な医者・歯医者・薬局。
21	ひらのくざいたくいりょう 平野区在宅医療 ケア いいんかい ネットワーク委員会	地域住民が要介護状態になっても、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等との関係者の連携が必要となる。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、在宅医療・介護の関係者により委員会を設置し、在宅医療と介護連携の推進に取り組んでいる。
21	こうくう 口腔ケア	一般的に口を清潔に保つこと。目的として、虫歯・歯周病予防、味覚の改善、会話等のコミュニケーションの改善、口腔機能の維持等。健康寿命を延ばす上で必要な取組と言われている。
21	きゅーおーえる Q O L	クオリティ・オブ・ライフ (Quality Of Life) の頭文字を取った略称で日本語としては「生活の質」と訳されることが多く、「生きがい」や「満足度」という意味もある。
22	あいサポート運動 うんどう	多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動。
23	ひらのくちいきじりつ 平野区地域自立 しえんきょうぎかい 支援協議会	障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、平野区における相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりに関して協議している場。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき設置している。
24	あんしんサポート	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人を対象に、地域で自立した生活が送れるよう援助し、その権利擁護を目的とした事業。福祉サービスの援助や日常的な金銭管理サービス等を行っている。

頁	用語	概要
24	ひらのく 平野区障がい者・ こうれいしゃぎゃくたいぼうし 高齢者虐待防止 れんらくかいぎ 連絡会議	障がい者・高齢者虐待防止等の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する人等が、障がい者・高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力ができる体制を強化することを目的とした会議。
24	ぎゃくたいぼうし かつどうひょうか 虐待防止活動評価 けんとうかい 検討会	区役所と地域包括支援センター等において、高齢者に対する虐待状況の早期終結を目的に処遇検討を行い、虐待が起こった要因を分析して明確化し、その防止対策について検討するため定期的に開催している会議。
25	にんさんぶけんしん 妊産婦健診	全ての妊婦が安心して安全に出産できるよう、定期的に必要な妊婦健康診査を行う。また、産婦健康診査として、出産後間もない時期に妊婦の体と心の健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1か月に健診を行う。
25	にゅうようじけんしん 乳幼児健診	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づいた健康診査保健師による妊娠・主産・育児に関する保健指導等、様々な支援を実施。3か月児健康診査、1歳6か月自健康診査、3歳児健康診査を実施。
25	さいじほうもんじぎょう 4歳児訪問事業	4歳児にかかる家庭訪問等を行い、健康教育、子育て相談、個別支援等を実施し、虐待予防につなげる事業。
25	がくりよく こども学力サポート じぎょう 事業	小学生を対象とし、大学生や地域の人材が児童への学習支援を実施することによって、児童の学習習慣を図るとともに、事業の実践により人材の育成につなげることを目的として、平野区内の市立小学校等で教育活動の支援等を行う事業。
25	こどもサポート じぎょう ネット事業	学校を通じて、世帯の経済的困窮等の課題を抱える要支援者を早期に発見し、課題を見える化するとともに、学校と区役所が連携して必要な制度につなぐ。
25	こどもの生きる力 い ちから いくせいし えんじぎょう 育成支援事業	小中学生を対象とし、こどもの生きる力を育成することを目的として、学校・区役所子育て支援室、その他関係機関と連携しながら、不登校・不登校に陥る恐れのある児童・生徒及び保護者を早期にサポートし、対象児童及び生徒の学力向上、意欲向上、居場所づくり等の各種支援を実施。また、児童・生徒が将来のイメージを具体的に持つことによる意欲向上をめざし、事前に登録されたゲストティーチャーを派遣する事業。
25	せいしゅんせい かつおうえん ひらの青春生活応援 じぎょう 事業	様々な理由により、不登校に陥る恐れのある高校生一人ひとりにあわせた高校生活の定着と卒業をめざす個別支援事業。

頁	用語	概要
26	でいーぶい D V	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の頭文字を取った略称。一般的には、「配偶者や恋人等、親密関係にある、または、あった者からの暴力」としている。
26	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話等に時間を費やすことで、友人と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻する等、こどもらしく過ごせない可能性がある。
26	こそだ 子育て コンシェルジュ	区役所子育て支援室に配置されている、主に保育園や幼稚園の入園等に関する相談対応を行う職員。正式名称を「利用者支援専門員」といい、地域の子育て支援機関との連携調整や情報共有等も行っている。
26	おやかてい ひとり親家庭 サポーター	ひとり親世帯の人や寡婦の人に対して、就職や自立支援に関する情報提供や、離婚前相談、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談、申請受理等、きめ細やかな相談支援体制を構築。
27	キッズひらちゃん こそだ おうえんだん 子育て応援団	次世代担うこどもたちが安全で安心な環境の中で育ち、いきいきと自立して生きる社会、こどもを産み育てることに安心と喜びを感じることができる社会をめざすため、子育て支援に協力していただける企業・店舗等。
27	こそだ 子育てサロン	住んでいる身近な地域集会施設等で、小学校就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊べ、保護者の子育ての悩みを相談でき、仲間の輪が広がることを目的に、地域のボランティア等が定期的に運営する居場所活動。
27	みんな食堂 ネットワーク しょくどう	平野区内で活動するこども食堂やこどもの居場所活動を行っている団体等が、相互の情報共有と協働を目的に活動するネットワークの仕組み。今後、こども食堂等を開設を検討している個人や団体からの相談を受けたり、区役所や区社協等と連携した取組を実施している。
27	さとおや 里親	こどもが、もとの家庭で生活できるようになるまでの一定期間、あるいは、自立できるようになるまでの期間（原則 18 歳まで）、深井愛情と理解を持って自身の家庭で育ててくれる人。
28	おやこ 親子ケア支援員 しえんいん	要保護児童をはじめとした虐待リスクのある家庭に対して、家庭訪問や個別相談の支援等を行っている。

頁	用語	概要
28	ようほごじどうたいさく 要保護児童対策 ちいききょうぎかい 地域協議会	児童福祉法第 25 条の 2 に基づき設置され、要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関（保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等）や関係団体及び児童の福祉に関する関係者が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容に関する協議等を行う。
29	ひらのく 平野区セーフティ れんらくかい ネット連絡会	複合的な課題を抱える人や世帯に対して、各分野の専門職が連携して支えることができる地域支援力の向上をめざして定期的開催。各関係機関同士の顔の見える関係づくりから平野区の課題の情報交換を行っている。
30	ぼうさいきょうりょくきぎょう 防災協力企業	「共助」の理念に基づき、地域貢献を行う意思を有する、区内に所在する企業・添付・事業所等に登録していただいている。地震や風水害等の災害時に可能な限りで地域における災害応急対策や復興等の活動に協力してもらう仕組み。

相談先リスト

平野区役所の各部署（平野区背戸口3-8-19）

No.	相談窓口	担当業務
1	保健福祉課（地域福祉） ☎4302-9857 33 番窓口	高齢者・障がい者・保育・ひとり親に関する各種相談手続、指定難病、医療助成、児童手当など
2	保健福祉課（介護保険） ☎4302-9859 31 番窓口	介護保険に関する各種手続
3	保健福祉課（子育て支援） ☎4302-9936 33 番窓口	子育てに関する相談、DV相談など 子育てコンシェルジュ
4	保健福祉課（地域保健） ☎4302-9882 32 番窓口	保健衛生、生活環境に関する各種相談手続など
5	保健福祉課（保健活動） ☎4302-9968 34 番窓口	保健師への各種相談、精神保健相談、健康づくりなど
6	生活支援課 ☎4302-9872 45 番窓口	生活保護の相談手続など
7	安全安心まちづくり課 ☎4302-9734 21 番窓口	地域活動、まちづくり、防災、防犯、人権など
8	政策推進課（こども教育） ☎4302-9903 23 番窓口	教育関連施策

平野区社会福祉協議会の各担当（平野区平野東 2－1－30【4・6を除く】）

No.	相談窓口	担当業務
1	在宅サービスセンター ☎6795－2525	生活福祉資金の貸付相談、介護者の集い、不登校・発達障がいの集い、ボランティアセンターなど
2	あんしんさぽーと ☎6795－2727	金銭管理と福祉サービス利用援助など
3	見守り相談室 ☎6795－2577	要援護者名簿の管理、孤立世帯等への専門的対応、認知症高齢者等見守りメールなど
4	ひらりん（老人福祉センター） ☎6793－0880 加美鞍作 1-2-26	高齢者の各種相談、健康の増進、レクリエーションなど
5	平野区地域包括支援センター ☎6795－1666	高齢者の総合相談（平野地区）
6	くらしサポートセンター平野 ☎6700－9250 平野区役所内	生活困窮に関する各種相談など
7	ボランティア・市民活動センター ☎6795－2200	ボランティアの各種相談

高齢者の日常生活や介護に関する相談先（地域別）

No.	相談窓口	対象地域
1	平野区地域包括支援センター ☎6795－1666 平野東 2-1-30	平野・平野西・ 新平野西・平野南・
2	加美地域包括支援センター ☎4303－7703 加美北 7-1-2	加美・加美南部・ 加美北・加美東
3	長吉地域包括支援センター ☎6790－0766 長吉川辺 3-20-14	長吉東部・長吉六反・ 長吉六反東・長原東・ 長吉長原・長吉川辺・ 長吉出戸
4	瓜破地域包括支援センター ☎4392－7436 瓜破南 1-2-30	瓜破・瓜破西・ 瓜破東・瓜破北
5	喜連地域包括支援センター ☎6797－0555 喜連西 3-15-23	喜連・喜連西・ 喜連東・喜連北
6	平野ランチ【平野地域在宅サービスステーション】 ☎6797－0032 背戸口 1-16-30	平野西・新平野西
7	長吉西ランチ【長吉西地域在宅サービスステーション】 ☎6769－0001 長吉出戸 6-8-21	長吉長原・長吉川辺・ 長吉出戸
8	長吉六反ランチ【長吉六反地域在宅サービスステーション】 ☎6702－4466 長吉六反 4-5-26	長吉東部・長吉六反・ 長吉六反東・長原東
9	瓜破西ランチ【てんそう苑】 ☎6703－9712 瓜破西 2-10-10	瓜破西・瓜破北
10	喜連ランチ【喜連の杜】 ☎4303－5671 喜連 4-6-19	喜連・喜連北
11	喜連東ランチ【博寿荘】 ☎6700－2060 喜連東 3-6-40	喜連東

高齢者・障がい者などに関する相談先

No.	相談窓口	相談内容
1	ひらのオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム） ☎6777-9030 【長吉地域包括支援センター】	認知症の早期の対応に関する相談
2	平野区在宅歯科ケアステーション ☎6701-5883 【注】月・水・金 10:00~14:00	歯科訪問診療に関する相談
3	休日夜間福祉電話相談 ☎4392-8181	高齢者・障がい者に関する休日・夜間の電話相談
4	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター ☎6797-6561 喜連西 6-2-55	身体障がい、知的障がい、こどもの発達に関する相談など
5	平野区障がい者基幹相談支援センター ☎6797-6691 喜連西 6-2-55 （大阪市職業リハビリテーションセンター内）	障がいに関する各種相談など
6	エルムおおさか（大阪市発達障がい者支援センター） ☎6797-6931 喜連西 6-2-55	発達障がいに関する相談など
7	南部地域障がい者就業・生活支援センター ☎6704-7201 喜連西 6-2-55 （大阪市職業リハビリテーションセンター内）	障がい者の就業に関する相談など

こども・子育てに関する相談先

No.	相談窓口	相談内容
1	大阪市南部こども相談センター ☎6718-5050 喜連西 6-2-55	非行、問題行動などの相談 発達や性格に関する相談 こどもの養育が困難な場合の相談
2	大阪市中央こども相談センター（教育相談） ☎4302-3141（保護者用） ☎4301-3140（こども用）中央区森ノ宮中央 1-17-5	不登校やいじめなどの悩みに関する相談
3	24 時間子ども SOS ダイヤル（全国共通） ☎0120-0-78310	いじめなどの悩みを 24 時間対応
4	児童虐待ホットライン ☎0120-01-7285	児童虐待の相談、通告を 24 時間対応
5	子どもの虐待ホットライン ☎6646-0088 認定 N P O 法人児童虐待防止協会	児童虐待の予防と早期発見のための相談
6	くらしサポートセンター平野 子ども自立アシスト事業 ☎6700-9250 平野区役所内	不登校など、中学生の生活相談
7	ひらの青春生活応援事業 ☎070-6549-6418 一般社団法人 office ドーナツトーク	不登校など、高校生の将来の安定へ向けた相談
8	平野区子ども・子育てプラザ ☎6707-0900 瓜破 3-3-64	就学前の子育てに関する情報提供 こどもの遊び場提供や子育て支援
9	大念仏乳児院 ☎6791-5410 平野上町 1-7-3	乳幼児の発育に関する相談など
10	ファミリー・サポート・センター平野 平野区子ども・子育てプラザ内 ☎6707-0930 瓜破 3-3-64	親が外出する時にボランティアがこどもの預かりを実施
11	大阪市ひとり親家庭福祉連合会 エンゼルサポーター派遣事業 ☎6371-7146 北区中津 1-4-10	出産後すぐで家事や育児が困難な家庭へサポーターを派遣

その他各種相談

No.	相談窓口	相談内容
1	大阪市こころの健康センター こころの悩み電話相談 ☎6923-0936 ひきこもり電話相談 ☎6923-0090 薬物・思春期関連相談（予約制） 予約電話 ☎4302-9968（区保健福祉センター） 自死遺族相談（予約制） ☎6922-8520	こころの悩みに関する相談 （自殺防止・ひきこもり・薬物・思春期 相談など）
2	大阪市成年後見支援センター ☎4392-8282 西成区出城 2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター 3階	成年後見制度の利用に関する相談 （要事前予約）
3	大阪市消費者センター ☎6614-0999 住之江区南港北 2-1-10 アジア太平洋トレードセンター I T M棟 3階	消費生活相談
4	大阪市立住まい情報センター ☎6242-1177 北区天神橋 6-4-20 4階	住宅に関する各種相談
5	外国籍住民区政相談 ☎4302-9907	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベ トナム語、フィリピン語による各 種相談
6	大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7631 西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 1階	人権に関する各種相談
7	法テラス大阪 ☎0570-078329 北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館地下 1階	法律相談 （要事前予約）

編集・発行：平野区役所保健福祉課

〒547-8580

大阪市平野区背戸口 3-8-19

☎06-4302-9857